

令和 7 年度	第 251804 号	委 託 仕 様 書			伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合		
件 名	資源ごみ等収集運搬業務委託						
場 所	名張市内及び伊賀市青山支所区域						
履 行 期 間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで						
業 務 の 概 要							
管内で発生する、びん・缶類等の収集運搬業務							

内 訳 書

第 1 号

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
資源ごみ等収集運搬業務委託 車 両 費						
塵 芥 収 集 車	4tパッカー車	1	台			代価表第1号
低 床 ト ラ ッ ク	2tトラック	3	台			代価表第2号
車 両 費 計						
人 件 費	一般運転手、普通作業員	1.00	式			代価表第3号
直 接 委 託 費 計		1.00	式			
諸 経 費		1.00	式			
請 負 保 険 料		1.00	式			
小 計		1.00	式			
消 費 税 相 当 額		1.00	式			
合 計		1.00	式			

代 価 表

第 3 号 人 件 費 1. 0式当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
通 常 日						
一 般 運 転 手			人			
普 通 作 業 員			人			
祝 祭 日						
一 般 運 転 手			人			
普 通 作 業 員			人			
合 計						

令和7年度
資源ごみ等収集運搬業務委託仕様書

1. 目 的

本仕様書は、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）の管内（名張市及び伊賀市青山支所区域）で発生する家庭系一般廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、家庭から排出された一般廃棄物のうち、びん・缶類等資源物のほかライター等を含めた処理困難物（以下「資源ごみ等」という。）を収集し、処理施設へ運搬することを目的とする。

2. 委託業務内容

収集運搬する一般廃棄物は、「資源ごみ等」とし、発注者の指定した日に指定された地区の家庭から排出された「資源ごみ等」を収集し、指定された処理施設に運搬すること（以下「業務」という。）である。

「資源ごみ等」とは、家庭から排出される一般廃棄物のうち、以下の品目とする。なお、品目の変更がある場合は事前に協議を行うものとする。

- ・びん類（無色・茶色・その他の色）
- ・缶類（アルミ缶・スチール缶）
- ・スプレー缶（単独で回収）
- ・ペットボトル
- ・小型家電
- ・廃食油（植物油）
- ・乾電池類
- ・蛍光管、電球類、体温計、温度計
- ・金属類
- ・ライター

3. 業 務 履 行

業務の履行に当たって、受注者は伊賀南部環境衛生組合の事業を受注していることを深く認識するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則」等ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、発注者が定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って、能率的、経済的、安全かつ誠実に履行すること。

4. 履 行 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5. 支 払 方 法

毎月払い

発注者は受注者から請求のあった日から30日以内に支払う。

6. 業 務 計 画 書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書（登録車両名、収集経路）を作成

し、発注者の承認を受けること。

7. 従業員の届出

受注者は、あらかじめ業務に従事する従業員の氏名を書面にて発注者に届け出ること。また、変更等がある場合は速やかに届け出ること。

8. 車両等の機材

- (1) 業務の履行に必要な回収コンテナ等（以下「かご等」という。）は発注者の支給とするが、その他必要な車両・機材器具等は、受注者の負担とする。また、使用車両及び機材器具等については適正に管理し、事故等を未然に防ぐよう努めること。
- (2) 受注者は、業務に使用する車両が点検や故障の発生などの理由により使用を中断する場合、業務遂行が滞ることがないように必ず代車を用意し、速やかに対処するとともに、発注者に対して遅滞なく報告を行うこと。
- (3) 業務に使用する車両には、発注者の指定する看板を車体に表示すること。

9. 作業基準

- (1) 業務は、運転手のほか作業員1名が必ず同乗して行うこと。
- (2) 業務は、発注者の定める収集日程表に基づいて行うこと。
- (3) 業務は、発注者の指定した地区の指定した品目を、指定した日の午前8時30分から行うこととし、午後4時30分までに指定された処理施設への運搬を終えること。
- (4) 収集作業は、排出された資源ごみを品目別に収集するとともに、配置されたかご等も回収すること。また、かご等の配置は、原則としてその日の午後に翌日の収集地区の集積場所に配置すること。
- (5) 資源ごみは、各品目別に計量を行うため、処理施設への運搬したときに品目別に計量できるように収集運搬工程を立てること。
- (6) 集積場所の追加・変更・廃止、かご等の配置数量の変更がある場合や天災・交通障害による変更等が生じた場合、また、その他発注者から指示がある場合は迅速に対応すること。
- (7) 収集後の集積場所は、常に清潔保持に努めること。
- (8) 業務中においては、道路交通法等交通法規を遵守するとともに、周囲の人や車両等の安全を妨げることはないよう十分配慮し、積載物の落下や道路路面等へごみ・汚水等の飛散防止に必要な対策を講じること。
- (9) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感や迷惑を与える行動や言動等信頼を損なう行為は絶対に行わないこと。また、アイドリングストップを励行し、環境への配慮に努めること。
- (10) 業務中に、市民等から金品その他の物を収受しないこと。

10. 搬入場所

収集した資源ごみ等は、伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野1990

番地)へ運搬するものとする。ただし、発注者が搬入施設を変更した場合は、発注者の指示に従うこと。

なお、搬入に当たっては、当該処理施設の職員の指示に従うこと。

11. 業 務 報 告

受注者は、業務実績を明らかにするため、発注者の指定する様式の業務日報を作業日以降速やかに報告すること。また、業務月報については翌月5日までに当月分の報告を行うこと。

12. 損 害 の 賠 償

受注者が収集した資源ごみ等を起因とする、第三者へ与えた損害に対する賠償責任を負うため、請負損害賠償責任保険に加入すること。

13. 事 故 の 報 告

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生したときは、自ら適切な処置を取るとともに直ちに発注者に概要を連絡し、速やかに書面で報告すること。
- (2) 受注者が業務において被る事故、災害等によって受けた損失は、発注者はその責を負わない。

14. 秘 密 の 保 持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

15. そ の 他

悪天候及び天災等不測の事態並びに、収集形態に変更等が生じた場合は、速やかに発注者と協議により決定すること。

16. 疑 義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者との協議により決定するものとする。